

広野町自転車用ヘルメット着用推進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自転車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）の購入に必要な費用の一部に対し、広野町補助金等の交付に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付することにより、自転車を利用する者のヘルメットの着用を推進し、自転車に係る交通事故による被害の軽減に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであって、次のいずれかの安全基準に関する認証等を受けた新品のものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会による認証（SGマーク）
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟による認証（JCFマーク）
- (3) 欧州連合の欧州委員会による認証（CEマーク）
- (4) ドイツ製品安全法が定める認証（GSマーク）
- (5) 米国消費者製品安全委員会による認証（CPSCマーク）
- (6) その他これに類する認証等を受けたマークが付与されたもので、町長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する者
- (2) 町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない者
- (3) 広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員でない者
- (4) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は前項の暴力団員と密接な関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、当

該年度の4月1日以後に、自転車を利用する者が着用するためのヘルメットの購入に要した費用（消費税及び地方消費税相当分を含む。）とする。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、5,000円を上限とする。

2 補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金の交付を受けることができる回数は、対象者1人につき1回とし、ヘルメットの数に1個までとする。

（補助金の交付申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日の属する年度の3月31日までに、広野町自転車用ヘルメット着用推進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1） ヘルメットの購入の支払手続きが完了したことを確認できる領収書の写し等

（2） ヘルメットが第2条のいずれかに掲げる安全基準に関する認証等を受けていることが分かる保証書、取扱説明書、カタログ等の書類（用意することができない場合は、現物を提示して確認を受けること。）

（3） 次条の規定により交付決定を受けた場合における補助金の振込先が分かる通帳等の写し

（4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請者が未成年者であるときは、その保護者が申請するものとする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書兼請求書を受領したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、広野町自転車用ヘルメット着用推進補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 規則第14条の規定による通知は、前項の交付決定通知書をもって、これに代えるものとする。

（補助金の交付）

第8条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、受領した申

請書兼請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広野町自転車用ヘルメット着用推進補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助申請者から交付決定された補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。